

重要事項解説シート



青色申告の代表的なメリット＊他にも様々なものがある。

1. 利益から65万円を無条件に控除＊所得税・住民税・健康保険等が安くなる
2. 赤字を繰り越せる
3. 家族に給料が払える
4. 一定の機械装置や工具備品・ソフトウェア・輸送車両を取得した場合
取得価格の30％の特別償却又は7％税額控除
5. 30万円未満の資産を一度に経費に出来る

青色申告の要件

1. 不動産所得又は事業所得
2. 複式簿記により記帳、BSとPLをつけること（会計ソフトにより対応）
3. 期限内申告
4. 現金主義でないこと

青色申告の取消について

1. 帳簿書類を記録・保存・提示しない場合
2. 税務署長の指示に従わない場合
3. 隠ぺい・仮装等がある場合

取消のデメリット

1. メリットを受けなくなる
2. 取消された年度以降ずっと「白色」申告となり、取消年度以降全てについて修正申告が必要になる



鹿田税理士行政書士事務所